

第2期千歳市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

国は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育定員のニーズを推計した「量の見込み」と、認定区分ごとの子どもの「実績値」が大きく乖離しないよう、計画の中間年にあたる令和4年度に、市町村計画の見直しについて検討することとし、参考となる考え方を示しています。

千歳市では、国の考え方を踏まえ、令和3年度の量の見込みと実績値を比較検討した結果、計画の中間見直しは行わないこと、現計画に沿って、保育定員の確保方策等を進めていくこととしました。

《国の参考資料（抜粋）》

第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）令和4年3月18日付事務連絡）

・・・「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。・・・このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

（1）実績値の把握

・・・教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこと・・・

（2）「実績値」と「量の見込み」との比較

（1）に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこと。

・・・見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討・・・実際にどのような方法で見直しを行うかは、地方版子ども・子ども会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断いただきたい。